

【墨田区】令和5年度補助限度額表（年額）

（私学助成の私立幼稚園の保育料・入園料補助金）

階層	第1子			第2子			第3子以降		
	月額換算	年額換算		月額換算	年額換算		月額換算	年額換算	
A	約41,866	502,400	円以内	約41,866	502,400	円以内	約41,866	502,400	円以内
B	約38,866	466,400	円以内	約41,866	502,400	円以内	約41,866	502,400	円以内
C	31,000	372,000	円以内	約36,783	441,400	円以内	約41,866	502,400	円以内
D	31,000	372,000	円以内	約31,016	372,200	円以内	約41,266	495,200	円以内
E	31,000	372,000	円以内	31,000	372,000	円以内	約40,666	488,000	円以内
F	31,000	372,000	円以内	31,000	372,000	円以内	約35,666	428,000	円以内

・「国基準額」「東京都・墨田区の上乗せ」の補助限度額（年額）を合計した表です。月額換算で実際に園に支払った額が表の額を下回る場合は、園に支払った額が「補助額」となります。

・月額31,000円（年額372,000円）までは通園している幼稚園が代理受領します。上記の補助金表は代理受領分の月額31,000円（年額372,000円）も含まれた金額です。

・【令和5年9月まで】多子世帯（子どもが2人以上の世帯）で、A～C階層は年齢制限なく、D～F階層は小学校3年生までのきょうだいを数えます。生計が同一の子どもを対象としますので、同居していない場合は、税の扶養等、生計が同一であることがわかる書類をご提出ください。

・【令和5年10月から】多子世帯（子どもが2人以上の世帯）で、A～F階層は年齢制限なく、きょうだいを数えます。生計が同一の子どもを対象としますので、同居していない場合は、税の扶養等、生計が同一であることがわかる書類をご提出ください。

・園児の属する世帯で、2人以上（祖父母を含む）所得がある場合は、園児との続柄・扶養関係・生活実態等により税額を合算します。生計の中心者が単身赴任等により園児と別世帯の場合は、税の確認できる書類等の提出が必要となる場合があります。

・「A～C階層」及び「D～F階層の第3子以降」は副食費の補足給付の対象となります。

・入園料としての補助は、入園料を支払った当年度のみ対象となります。区独自補助7万円（表外、園児1人につき1回限り）のほか、表の限度額の範囲内で（都上乗せ分は除く）補助します。

[階層の説明]

A	生活保護世帯、区市町村民税の所得割が非課税の世帯でひとり親世帯等
B	区市町村民税の所得割が、非課税の世帯 区市町村民税の所得割課税額が、77,100円以下の世帯でひとり親世帯等
C	区市町村民税の所得割課税額が、77,100円以下の世帯
D	区市町村民税の所得割課税額が、77,101円以上211,200円以下の世帯
E	区市町村民税の所得割課税額が、211,201円以上256,300円以下の世帯
F	区市町村民税の所得割課税額が、256,301円以上の世帯

・税が未確定の世帯は補助金交付の対象となりませんので、未申告の場合は申告をお願いします。

・令和5年4～8月分の補助金額は令和4年度区市町村民税の額、9～3月分の補助金額は令和5年度区市町村民税の額をもとに算出します。

・区民税（転入等により市町村民税の場合もあり）の所得割課税額は、「住宅借入金等特別税額控除」「寄附金税額控除」「外国税額控除」「配当控除」等の適用前の額となります。